

令和8年度 地域支え合い除排雪活動支援事業の概要

1. 事業概要

除雪組織を設置し、「地域の除雪課題」を解決するために迅速かつ現実的な取り組みを行う町内会を募集し、自助・共助・公助に照らし合わせながら行う活動の経費を助成するものです。

2. 取り組める団体

次のことに取り組む「町内会組織」であること。

(1)雪に関する窓口組織を設置すること。

- ・除雪担当者
- ・町内会長
- ・民生委員 などで構成

(2)町内会内での除雪に関する「困りごと相談」を受けて対応すること。

- ・国、県、町道除雪の相談
- ・空き家に関する相談
- ・隣家との雪に関する相談
- ・自宅の除雪に関する相談 など



3. 支援の内容

8万円 を上限に「地域の除雪課題」の解決に資する経費を交付。

- 対象となる主な経費：借り上げ料、使用料、人件費、保険料、燃料費、消耗品費、報酬(相談窓口に係る経費。総額1万円以内で電話代込み)、食糧費(作業休憩時の茶菓子代や弁当代程度) など
- ただし、他の助成金などと重複しないこと。

※ 実績に応じて不要額は返金すること。

4. 申請×切と支払いについて

申請×切：令和8年12月28日(月)

交付金の支払いは、基本的には精算払いですが、概算払いを希望し、かつ12月中の支払いを希望する場合は令和8年12月4日(金)まで申請書等を提出ください。また、決定通知後、概算払請求書(様式第10号)に記入押印の上、同月11日(金)までに提出ください。

Q&A

Q. 実際にどんな活動をしているの？

A. 昨年度までの活動事例をいくつか紹介します。

(1)雪による相談を受け、それに対応した。

→ 町や県に報告や民生委員さんと相談した後に解決した。

(2)10名の除雪従事者により、定期的に2軒の一人暮らし高齢者の玄関前の除雪を実施。

→ 親戚などに連絡したが、協力が得られなかったため。

(3)年2回、雪によって倒壊の危険のあった空き家住宅の除雪を実施。

→ 空き家の管理者に連絡をとったが、対処しなかったため。

(4)20名で地区公民館の除雪を行なった。その際の飲み物代にあてた。

→ 地区公民館が災害時一時避難所であるため。

Q. 相談窓口って？

A. 地域の雪の課題は地域のみなさんが一番ご存知であることから、迅速かつ現実的な取組みを行うためのものです。

町内会の窓口では町内会の方から相談を受けて、自分ですべきことか(自助)、地域で助け合うことなのか(共助)、役場で行うことなのか(公助)の順に判断の上、①相談者自身による対応を促す、②除雪業者を紹介する、③相談者の親類縁者へ連絡する、④組織で除雪する、⑤役場の担当課、関係機関へ相談するなどの対応をします。

Q. 昨年度はどのくらいの町内会が取り組んだの？

A. 28の町内会のみなさんが、約198万円で地域の雪の課題の解決に向けて取り組みました。前年度より活用が5町内会増えました。

Q. 民生委員さんの役割は？

A. この制度を使って除雪しようとしている高齢者世帯などが、既に「高齢者除雪サービス」を受けているかどうかを確認する時に、助言を受けてください。

Q. 万が一、活動中にケガをした場合は？

A. 安全な作業が第一ですが、万が一のために申請町内会ごとに除雪作業者の保険加入をお願いしています。

▼問い合わせ／舟形町まちづくり課地域支援係 ☎(32)0104